

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市役所経済局農林水産部、広島市安佐北区役所農林建設部農林課及び広島市佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで。

広島市告示第86号

平成20年3月18日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定による応急入院指定病院として、次の病院を指定しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 応急入院指定病院

病 院 名	医療法人社団更生会 草 津 病 院	医療法人せのがわ 瀬 野 川 病 院
所 在 地	広島市西区草津梅が台 10番1号	広島市安芸区中野東四 丁目11番13号
応急入院者 等に対する 診療応需態 勢及び病床 を確保する 日	年間を通じて、毎日 24時間	年間を通じて、毎日 24時間

2 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日

広島市告示第87号

平成20年3月18日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として、次の病院を指定しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 特例措置を採ることができる応急入院指定病院

病 院 名	医療法人社団更生会 草 津 病 院	医療法人せのがわ 瀬 野 川 病 院
所 在 地	広島市西区草津梅が台 10番1号	広島市安芸区中野東四 丁目11番13号

特 定 医 師	1 名	3 名
---------	-----	-----

2 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日

広島市告示第88号

平成20年3月18日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）として、次の病院を認定しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 特定病院

病 院 名	医療法人社団更生会 草 津 病 院	医療法人せのがわ 瀬 野 川 病 院
所 在 地	広島市西区草津梅が台 10番1号	広島市安芸区中野東四 丁目11番13号
特 定 医 師	1 名	3 名

2 認定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日

広島市告示第89号

平成20年3月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第90号

平成20年3月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市西区井口二丁目の238番16の一部、238番18、238番19、242番3及び242番11の一部

2 開発面積

2,334.97平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区西十日市町9番13号

株式会社ハウジングネットワン

代表取締役 岸 允昭

4 検査済証交付年月日

平成20年3月19日

広島市告示第91号

平成20年3月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 供用を開始する年月日

平成20年3月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区 分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区 名	町 名	
汚 水 及 び 雨水を排除	安佐南区	八木三丁目及び緑井七丁目の各一部	分 流 式
	安芸区	畑賀一丁目の一部	
汚水を排除	東 区	上温品一丁目の一部	
	安佐南区	川内六丁目、西原九丁目及び沼田町伴の各一部	
	安佐北区	口田南六丁目、大林四丁目、可部南一丁目及び亀山南二丁目の各一部	
	安芸区	瀬野五丁目の一部	
	佐伯区	五日市町下河内及び五日市中央七丁目の各一部	

広島市告示第92号

平成20年3月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供しま

す。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 下水の処理を開始する年月日

平成20年3月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別紙)

下 水 を 処 理 す る 区 域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
安佐南区	八木三丁目、川内六丁目、緑井七丁目、西原九丁目及び沼田町伴の各一部	位置： 広島市西区扇一丁目1番1号 名称： 西部水資源再生センター
安佐北区	口田南六丁目、大林四丁目、可部南一丁目及び亀山南二丁目の各一部	
佐伯区	五日市町下河内及び五日市中央七丁目の各一部	
東 区	上温品一丁目の一部	位置： 広島市南区向洋沖町1番1号 名称： 太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	瀬野五丁目及び畑賀一丁目の各一部	

広島市告示第93号

平成20年3月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ザ・ビッグ五日市店

(2) 所在地 広島市佐伯区八幡二丁目24番32号

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

兵庫県姫路市北条口四丁目4番地

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前9時00分	午後9時00分
田村 正史	午前9時00分	午後9時00分
有限会社フラワーショップみなど	午前9時00分	午後9時00分
清水 義久	午前9時00分	午後9時00分
有限会社みどり薬品	午前9時00分	午後9時00分
株式会社ブックス森野屋	午前9時00分	午後9時00分

イ 変更後

小売業者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前9時00分	午後10時00分
田村 正史	午前9時00分	午後10時00分
有限会社フラワーショップみなど	午前9時00分	午後10時00分
清水 義久	午前9時00分	午後10時00分
有限会社みどり薬品	午前9時00分	午後10時00分
株式会社ブックス森野屋	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成20年4月11日

5 変更に関するもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住 所
氏名又は名称	代 表 者	
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 藤本 昭	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地
田村 正史	—	広島市西区田方一丁目16番41-9号602

有限会社フラワーショップみなど	代表取締役 坪原 哲則	広島市西区井口五丁目25番15号
清水 義久	—	広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目3番3号
有限会社みどり薬品	代表取締役 江盛 正洋	広島県廿日市市地御前三丁目4番11号
株式会社ブックス森野屋	代表取締役 角川 エリ子	広島市西区商工センター六丁目4番18号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,798平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

272台

イ 駐輪場の収容台数

90台

ウ 荷さばき施設の面積

100平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

61立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

8か所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時から午後10時まで

6 届出年月日

平成20年3月11日

7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部市政振興課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成20年3月19日から平成20年7月22日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成20年7月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

広島市告示第94号

平成20年3月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ショージ瀬野みどり坂店

(2) 所在地 広島市安芸区瀬野西一丁目二番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名称：（仮称）ショージ瀬野みどり坂店

所在地：広島市安芸区瀬野西一丁目二番地

（変更後）

名称：ショージみどり坂店

所在地：広島市安芸区瀬野西一丁目二番地

3 変更年月日

平成20年2月1日

4 届出年月日

平成20年3月17日

5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所市民部政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成20年3月21日から平成20年7月22日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成20年7月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

広島市告示第95号

平成20年3月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

施術者	施 術 所		業務の種類	指 定 年月日
	名 称	所 在 地 （出張専業の場合 は施術者の住所）		
古谷 守	まもる整骨院	広島市安佐南区八木八丁目13-1-101	柔道整復	平成20年 3月10日

広島市告示第96号

平成20年3月24日

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事を次のように施行するので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 河川の名称及び区間

一級河川太田川水系指定区間小河原川

上流端 左岸 広島市東区福田五丁目1150番3地先

右岸 広島市東区福田五丁目4126番3地先

下流端 左岸 広島市東区福田町字木ノ宗959番地先

右岸 広島市東区福田町字恵木2465番地先

延長 1,450m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成10年10月21日から平成25年3月31日まで

広島市告示第97号

平成20年3月24日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋葉忠利

文 書 名	印影に使用する公印の名称
別紙のとおりに	こども未来局専用市長印

別紙

文 書 名
所得状況調査
児童扶養手当認定通知書
児童扶養手当認定請求却下通知書
児童扶養手当額改定通知書
児童扶養手当額改定請求却下通知書
児童扶養手当支給停止通知書
児童扶養手当支給停止解除通知書
児童扶養手当資格喪失通知書
未支払児童扶養手当支給決定通知書
児童扶養手当証書提出命令書
現況届提出命令書

広島市告示第98号

平成20年3月25日

広島市市営小町第四駐車場及び広島市市営富士見町第三駐車場を廃止するため、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 廃止する駐車場

駐 車 場 名	位 置	駐 車 規 模
広島市市営小町第四駐車場	広島市中区小町	駐車台数 50台
広島市市営富士見町第三駐車場	広島市中区富士見町	駐車台数 51台

2 廃止する日

平成20年3月31日

広島市告示第99号

平成20年3月25日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋葉忠利

文 書 名	印影に使用する公印の名称
後期高齢者医療保険料額・仮徴収額変更通知書兼特別徴収開始・中止通知書	印影印刷専用区長印

広島市告示第100号

平成20年3月25日

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和48年広島市規則第47号）第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の基準となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

これに伴い、平成19年3月16日付け広島市告示第91号は、廃止します。

広島市長 秋葉忠利

1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
私道 別道	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道	人力施工による場合 6,350円
		機械施工による場合 2,510円
	すべり止め舗装	人力施工による場合 1平方メートルにつき 7,440円
		機械施工による場合 3,380円
その他の一般私道	その他	人力施工による場合 7,120円
		機械施工による場合 3,070円
舗 装 止 め 工	1メートルにつき	6,000円

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種 別	単 位	金 額
側溝 新設 工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの 9,560円
		エプロン幅が40センチメートルのもの 10,380円
	U型側溝と	コンクリート蓋有りのもの 1メートルにつき 41,530円

する場合	コンクリート蓋無しのもの	29,500円
雨水ます設置工事		1箇所に つき 33,280円

(2) 排水管路新設工事に要する経費

種 別	内 径	単 位	金 額
硬質塩化ビニール管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	18,060円
	200ミリメートル		19,630円
	支管取付工事 (硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る)	150ミリメートル	1箇所に つき 13,540円
ヒューム管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	23,310円
	200ミリメートル		25,830円

(3) 舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施 工 方 法		単 位	金 額
すべり止め舗装	人 力 施 工	1 平 方 メートル につき	3,090円
	機 械 施 工		1,910円
そ の 他	人 力 施 工		2,780円
	機 械 施 工		1,600円

4 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

5 施行期日

平成20年4月1日

広島市告示第101号

平成20年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業を変更したので、第21条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市企画総務局企画調整部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 都市計画の種類と名称

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業

広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市南区松原町5番、6番、7番、8番の全部、13番及び17番の一部

広島市南区猿猴橋町3番の全部、7番及び10番の一部

3 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局企画調整部

広島市告示第102号

平成20年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区を変更したので、第21条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市企画総務局企画調整部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 都市計画の種類と名称

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区

広島駅南口Bブロック

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市南区松原町5番、6番、7番、8番の全部、13番及び17番の一部

広島市南区猿猴橋町3番の全部、7番及び10番の一部

3 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局企画調整部

広島市告示第103号

平成20年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）高度利用地区を変更したので、第21条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市企画総務局企画調整部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 都市計画の種類と名称

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）高度利用地区

広島駅北口Bブロック地区